

電子縦覧実施要領

1, 縦覧に供する設計図書等（以下「縦覧図書」という。）とは

建設業者等が、入札に参加し、入札金額等を積算するために、一定の期間公開する資料。

2, 縦覧図書を電子化するとは

縦覧図書に記載された情報を電子計算機器（いわゆる「パソコン」をいう。）上で読み取ることができ、かつ、印刷可能な状態にすること。

3, 電子縦覧とは

電子化(PDF)された縦覧図書を、ホームページ上で公開すること。

4, 電子縦覧対象案件

指名競争入札又は条件付き一般競争入札により発注する原則全ての建設工事及び建設関連業務委託とする。

ただし、以下の案件に関しては従前の例により、電子縦覧の対象外とする。

(1) 非関連業務及び随意契約（青森県建設業ポータルサイトに対応していないため。）

(2) 建築・営繕に係る建設工事及び建設関連業務

(3) 電子化(PDF)された縦覧図書を、ZIP形式でフォルダ圧縮したファイル（以下「公開用電子縦覧ファイル」という。）の容量が15MBを超える案件

5, 電子縦覧の方法

「公開用電子縦覧ファイル」を、整備企画課で開発した「電子縦覧公開支援システム」によりホームページに登録し、「青森県建設業ポータルサイト」
URL:<http://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/>に公開する。

6, 電子縦覧にあたり留意すべき事項

(1) 電子化する際、平面図等に個人情報（氏名、住所）が記載されているものは使用しないこと。

(2) 電子化(PDF)した際、すべての図面があるか等、縦覧図書に添付もれがないか必ず確認すること。

7, 公開用電子縦覧ファイルの容量

15MB を上限値とする。

8, 電子縦覧の設計図書等への記載

設計図書等の表紙に、「電子縦覧対象」である旨を明示すること。

9, 電子縦覧と書面による縦覧との併用

一つの案件について、電子縦覧と書面による縦覧の併用は行わないこととする。

10, 電子縦覧開始時期

平成21年10月1日以降に公告又は指名通知する案件より適用する。

11, 附則

この要領は、平成21年10月1日より適用する。